

江府町告示第 30号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により地籍調査に関する令和6年度における事業計画を次のとおり定めたので告示する。

令和 6年 4月15日

江府町長 白石祐治

1. 事業計画が定められた年月日  
令和6年4月1日（計画決定日）
2. 調査を実施する者の名称  
江府町
3. 調査地域  
日野郡江府町大字下蚊屋、大字御机、大字江尾、大字小江尾、  
大字武庫、大字久連 及び 大字柿原の各一部
4. 調査期間  
令和7年3月31日まで